# 資 料 編

- 1. 統計情報
- 2. 策定経過
- 3. 条例・規則等
- 4. 用語解説





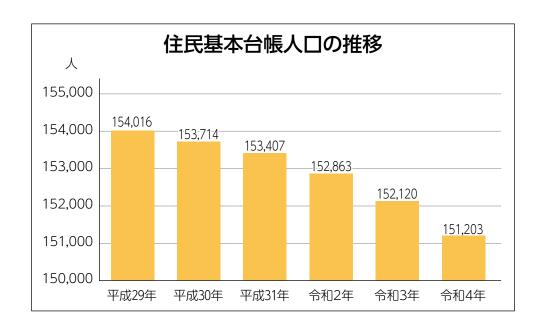
# 住民基本台帳人口の推移

各年4月1日現在(単位:人)

年次	世帯数		人口	前年との比較		
十	巴市致	総数	総数 男 女		実数	増加率(%)
平成29年	64,580	154,016	76,909	77,107	△ 208	△ 0.1
平成30年	65,505	153,714	76,749	76,965	△ 302	△ 0.2
平成31年	66,251	153,407	76,629	76,778	△ 307	△ 0.2
令和2年	66,934	152,863	76,261	76,602	△ 544	△ 0.4
令和3年	67,488	152,120	75,856	76,264	△ 743	△ 0.5
令和4年	67,734	151,203	75,299	75,904	△ 917	△ 0.6

注) 平成25年以降住民基本台帳法の改正のため外国人を含む。

資料:市民課(総合窓口)





## 人口の動態

(単位:人)

<b>年</b> 度		自然動態			社会動態		婚姻	離婚	
年度	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	(件)	(件)	
平成28年度	934	1,443	△ 509	5,871	5,570	301	1,455	387	
平成29年度	925	1,500	△ 575	5,923	5,650	273	1,552	323	
平成30年度	903	1,517	△ 614	5,896	5,589	307	1,390	355	
令和元年度	846	1,521	△ 675	6,021	5,890	131	1,522	369	
令和2年度	848	1,631	△ 783	5,677	5,637	40	1,223	274	

注) 外国人を含む。

注)婚姻・離婚件数は戸籍届出の取扱い件数。

資料:市民課(総合窓口)

# 国勢調査による人口の推移

各年10月1日現在(単位:人)

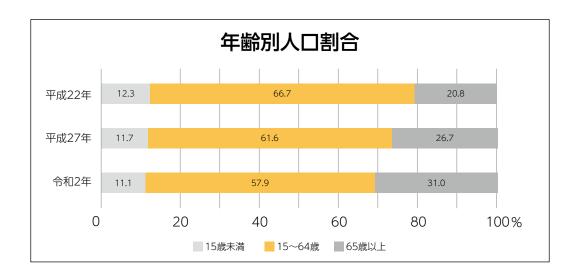
<b>д</b> ур	114 1 <del>-1</del>	111 <del>111</del> *		人口	
年次	地域	世帯数	総数	男	女
	久喜地区	26,951	70,460	35,210	35,250
	菖蒲地区	7,075	20,355	10,337	10,018
平成22年	栗橋地区	9,333	26,735	13,265	13,470
	鷲宮地区	13,879	36,760	18,363	18,397
	全 体	57,238	154,310	77,175	77,135
	久喜地区	27,261	68,142	33,982	34,160
	菖蒲地区	7,259	19,636	9,960	9,676
平成27年	栗橋地区	9,793	26,610	13,207	13,403
	鷲宮地区	14,769	37,923	18,844	19,079
	全 体	59,082	152,311	75,993	76,318
	久喜地区	28,774	66,809	33,067	33,742
	菖蒲地区	7,571	18,801	9,467	9,334
令和2年	栗橋地区	10,782	27,019	13,312	13,707
	鷲宮地区	15,451	37,953	18,761	19,192
	全 体	62,578	150,582	74,607	75,975



# 年齢別人口(年少人口・生産年齢人口・老年人口)

各年10月1日現在(単位:人)

<b>т</b> Ъ	11k 1 <del>-1</del>		年齢別人口				別人口割合	(%)
年 次	地域	総数	15歳未満	15~64歳	65歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上
	久喜地区	70,460	8,475	47,046	14,785	12.0	66.8	21.0
	菖蒲地区	20,355	2,133	13,410	4,803	10.5	65.9	23.6
平成22年	栗橋地区	26,735	3,574	17,376	5,766	13.4	65.0	21.6
	鷲宮地区	36,760	4,827	25,123	6,713	13.1	68.3	18.3
	全 体	154,310	19,009	102,955	32,067	12.3	66.7	20.8
	久喜地区	68,142	7,456	42,403	18,180	10.9	62.2	26.7
	菖蒲地区	19,636	2,009	11,538	6,051	10.3	58.9	30.9
平成27年	栗橋地区	26,610	3,205	16,251	7,133	12.1	61.1	26.8
	鷲宮地区	37,923	5,148	23,480	9,225	13.6	62.0	24.4
	全 体	152,311	17,818	93,672	40,589	11.7	61.6	26.7
	久喜地区	66,809	6,619	38,739	20,405	10.1	58.9	31.0
	菖蒲地区	18,801	1,768	9,985	6,850	9.5	53.7	36.8
令和2年	栗橋地区	27,019	3,030	15,834	7,844	11.3	59.3	29.4
	鷲宮地区	37,953	5,120	21,539	10,998	13.6	57.2	29.2
	全 体	150,582	16,537	86,097	46,097	11.1	57.9	31.0





# 年齢(各歳)男女別人口

令和2年10月1日現在(単位:人)

年 次	年齢別	総数	男	女
	0~4歳	4,796	2,474	2,322
	5~9歳	5,581	2,762	2,819
	10~14歳	6,160	3,230	2,930
	15~19歳	6,415	3,306	3,109
	20~24歳	6,540	3,330	3,210
	25~29歳	6,593	3,380	3,213
	30~34歳	7,198	3,744	3,454
	35~39歳	8,617	4,444	4,173
	40~44歳	9,969	5,236	4,733
	45~49歳	11,753	6,225	5,528
	50~54歳	9,940	5,065	4,875
令和2年	55~59歳	9,470	4,674	4,796
	60~64歳	9,602	4,733	4,869
	65~69歳	11,705	5,746	5,959
	70~74歳	13,018	6,268	6,750
	75~79歳	9,452	4,563	4,889
	80~84歳	6,273	2,776	3,497
	85~89歳	3,605	1,401	2,204
	90~94歳	1,561	417	1,144
	95~99歳	422	79	343
	100歳以上	61	10	51
	不詳	1,851	744	1,107
	合 計	150,582	74,607	75,975



# 高齢者の割合

各年10月1日現在

		人数		割合 (%)			
年 次	65歳以上 (65~74歳)	75歳以上 (75~84歳)	85歳以上	65歳以上 (65~74歳)	75歳以上 (75~84歳)	85歳以上	
亚战22年	32,067	12,813	2.025	20.8	8.3	2.0	
平成22年	(19,254)	(9,778)	3,035	(12.5)	(6.3)	2.0	
平成27年	40,589	16,494	4 1 41	26.6	10.8	2.7	
十八八二十	(24,095)	(2,353)	4,141	(15.8)	(8.1)	2.7	
<b>今</b> 和 2 年	46,097	21,374	T ( 10	30.6	14.2	3.8	
令和2年	(24,723)	(15,725)	5,649	(16.4)	(10.5)		

資料:国勢調査

# 高齢者単身世帯数

各年10月1日現在

	人数						
年 次	65歳以上 (65~74歳)	75歳以上 (75~84歳)	85歳以上				
亚战22年	3,825	1,701	<b>כר</b>				
平成22年	(2,124)	(1,346)	355				
平成27年	5,347	2,475	F76				
十八八十	(2,872)	(1,899)	576				
<b>今</b> 和 2 年	6,865	3,546	025				
令和2年	(3,319)	(2,611)	935				



# 要介護要支援認定者数

各年3月31日現在(単位:人)

年 度	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	合計
平成29年度	616	809	1,559	1,189	833	757	567	6,330
平成30年度	734	872	1,605	1,211	896	792	585	6,695
令和元年度	687	885	1,642	1,308	915	819	621	6,877
令和2年度	706	904	1,668	1,398	965	808	591	7,040
令和3年度	696	936	1,734	1,401	1,003	870	578	7,218

資料:介護保険課

# 身体障害者手帳交付状況

各年4月1日現在(単位:人)

年次	総数	視覚	平衡機能	音声言語機能	肢体不自由	心臓	離	呼吸器	直腸機能	小腸機能	免疫	肝臓
平成 29年	4,565	254	373	52	2,421	729	425	62	215	2	21	11
平成 30年	4,523	246	389	49	2,352	752	431	54	214	2	22	12
平成 31年	4,524	257	392	52	2,297	771	450	48	223	2	22	10
令和 2 年	4,500	260	393	51	2,249	809	442	44	217	3	21	11
令和 3 年	4,532	261	405	55	2,210	837	449	50	223	3	25	14

資料:障がい者福祉課



## 療育手帳交付状況

各年4月1日現在(単位:人)

年 次	総数	重	度	中度	軽 度
一 <del>年</del> 次	旅歌 安文	A	Α	В	С
平成29年	1,100 (286)	233 (44)	241 (53)	322 (59)	304 (130)
平成30年	1,131 (295)	242 (45)	246 (50)	317 (55)	326 (145)
平成31年	1,161 (305)	247 (44)	240 (43)	322 (59)	352 (159)
令和 2 年	1,194 (313)	248 (46)	234 (40)	338 (65)	374 (162)
令和3年	1,219 (311)	248 (40)	234 (39)	344 (62)	393 (170)

注) ( ) 内は18歳未満の交付数で内数を示す

資料:障がい者福祉課

# 精神障害者保健福祉手帳交付状況

各年4月1日現在(単位:人)

年 次	総数	1級	2級	3級
平成29年	1,131	127	693	311
平成30年	1,217	139	735	343
平成31年	1,306	145	782	379
令和 2 年	1,419	154	843	422
令和3年	1,462	153	843	466

資料:障がい者福祉課



## 高齢者虐待防止法に基づく対応状況

(令和3年度)

### 1. 相談・通報受理件数 45件 (人数:43人)

相談・通報者	件数
介護支援専門員・介護保険事業所職員	3
近隣住民・知人	3
民生委員・児童委員	0
被虐待者本人	3
家族・親族	2
虐待者自身	0
行政職員	2
警察	31
その他	1

注) 重複あり

### 2. 事実確認調査を行った事例 43件

事実確認調査の結果	件数
虐待を受けた。または、受けたと思われたと判断した事例	21
虐待ではないと判断した事例	21
虐待の判断に至らなかった事例	1

### 【事実確認調査を行わなかった事例】

○相談・通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例 0件

○相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している。または、事実確認調査の

要否を検討中の事例 0件



# 3. 事実確認調査の結果、虐待を受けた、または受けたと思われたと判断した事例(21件)の状況

## (1) 被虐待者の性別

被虐待者の性別	人数
男性	4
女性	17

### (2) 被虐待者の年齢

被虐待者の年齢	人数
65歳~69歳	10
70歳~74歳	5
75歳~79歳	3
80歳~84歳	2
85歳~89歳	1
90歳以上	0
不明	0

## (3) 虐待の種別・類型

虐待の種別・類型	件数
身体的虐待	17
介護・世話の放棄、放任	1
心理的虐待	8
性的虐待	0
経済的虐待	1

※重複あり



## (4) 被虐待者から見た虐待者の続柄

被虐待者から見た虐待者の続柄	人数
夫	6
妻	1
息子	11
娘	2
息子の配偶者 (嫁)	0
娘の配偶者 (婿)	0
兄弟姉妹	0
孫	0
その他	1

※重複あり

資料:高齢者福祉課

# 障がい者虐待相談件数

(単位:件)

年 度	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	経済的虐待	合計
平成28年度	0	0	1	0	0	1
平成29年度	1	1	0	0	0	2
平成30年度	7	4	0	1	2	14
令和元年度	5	3	0	0	2	10
令和 2 年度	9	6	0	0	0	15
令和 3 年度	10	6	1	0	1	18

資料:障がい者福祉課



# 児童虐待取扱い件数

(単位:件)

年 度	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	合計
平成28年度	11	6	0	7	24
平成29年度	22	18	0	11	51
平成30年度	33	22	1	8	64
平成31年度	18	20	1	7	46
令和 2 年度	21	19	0	6	46
令和 3 年度	3	8	0	4	15

資料:子ども未来課

注)新規のみ

# 生活保護受給世帯数

各年4月1日現在(単位:世帯)

年 次	高齢	母子	障がい	傷病	その他	合計	保護率 (%)
平成29年	594	67	141	198	215	1,215	1.11
平成30年	653	65	140	184	233	1,275	1.15
平成31年	683	69	152	177	240	1,321	1.19
令和 2 年	693	62	162	158	241	1,316	1.16
令和3年	699	58	169	153	257	1,336	1.16

資料:生活支援課



## 各種地域活動団体等

◎民生委員・児童委員(令和4年4月1日現在)

貣	資料:社会福祉課
<u> </u>	鷲宮地区

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
268	128	43	47	50

◎単位老人クラブ団体数(令和3年度実績)

資料:社会福祉課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
54	21	6	13	14

◎単位老人クラブ会員数(令和3年度実績)

資料:社会福祉課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
1,659	592	151	481	435

◎NPO法人数(令和4年9月8日現在)

資料:市民生活課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
39	25	2	4	8

◎登録ボランティアグループ(令和4年4月1日現在)

資料:社協

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
77	50	11	7	9

◎ふれあい・いきいきサロン(令和4年4月1日現在)

資料:社協

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
63	29	7	13	14

◎地区コミュニティ協議会数(令和4年4月1日現在)

資料:市民生活課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
13	6	0	2	5

◎行政区数(令和4年4月1日現在)

資料:市民生活課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
261	124	34	46	57

◎自主防災組織数(令和4年4月1日現在)

資料:消防防災課

全 体	全 体            久喜地区		栗橋地区	鷲宮地区	
163	61	17	38	47	



# 

年 月 日	主な内容
令和3年 6月23日	令和3年度第1回久喜市健康福祉推進委員会開催 ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについて ・地域福祉に関するアンケート調査の実施について ・地域活動実践者等へのアンケート・ヒアリング調査の実施について
令和3年 7月7日~ 9月9日	地域福祉に関するアンケート調査(高校生)実施 市内所在の県立高等学校(5校)に通学している高校生 392人 回収率 100.0%
令和3年 7月8日	令和3年度第1回久喜市地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについて ・地域福祉に関するアンケート調査の実施について ・地域活動実践者等へのアンケート・ヒアリング調査の実施について
令和3年 7月9日~ 9月17日	地域福祉に関する地域活動実践者等へのアンケート調査実施 地域活動実践者 1,203件 回収率 57.1%
令和3年 7月20日	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会理事会開催 ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについて ・地域活動実践者等へのアンケート・ヒアリング調査の概要について
令和3年 7月27日~ 8月17日	地域福祉に関するアンケート調査実施 18歳以上の市民 2,000人(無作為抽出) 回収率 55.8%
令和3年 8月23日~ 9月15日	地域福祉に関する地域活動実践者等へのアンケート調査実施 専門職 176事業所 回収率 50.6%
令和3年 10月19日	令和3年度第1回久喜市地域福祉計画推進会議開催 ・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について
令和3年 11月1日	令和3年度第2回久喜市地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について ・地域福祉に関するアンケート調査結果について ・地域福祉に関する地域活動実践者等へのアンケート調査結果について ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子について



年 月 日	主な内容
令和3年 11月11日	令和3年度第2回久喜市健康福祉推進委員会開催 ・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について ・地域福祉に関するアンケート調査結果について ・地域福祉に関する地域活動実践者等へのアンケート調査結果について ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子について
令和3年 11月22日	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会理事会開催 ・地域福祉に関する地域活動実践者等へのアンケート調査結果報告に ついて
令和4年 1月7日	令和3年度第1回久喜市地域福祉計画推進会議作業部会開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけについて ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについて ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子について ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の重点施策について
令和4年 2月28日	令和3年度第3回久喜市健康福祉推進委員会開催 ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の第3章「基本的な考え方」、 第4章「基本目標と施策の展開」について
令和4年 3月4日	令和3年度第3回久喜市地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の第3章「基本的な考え方」、 第4章「基本目標と施策の展開」について
令和4年 5月19日	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会理事会開催・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画作成経過報告について
令和4年 5月26日	令和4年度第1回久喜市地域福祉計画推進会議作業部会書面開催 ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(試案)について
令和4年 5月26日	久喜市成年後見制度利用促進基本計画に係る意見交換会開催 対象者:久喜市中核機関運営委員会委員
令和4年 6月9日	久喜市再犯防止推進計画策定に係る意見交換会開催 対象者:保護司会役員及び更生保護女性会役員



年月日	主な内容
令和4年 7月4日	令和4年度第1回久喜市健康福祉推進委員会開催 ・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について
令和4年 7月8日	令和4年度第1回久喜市地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について
令和4年 7月15日	令和4年度第2回久喜市地域福祉計画推進会議作業部会書面開催 ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について
令和4年 7月21日	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会理事会開催 ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画作成経過報告について
令和4年 8月5日~ 9月4日	パブリック・コメント(市民意見提出制度)実施 意見件数 2人 5件
令和4年 9月22日	令和4年度第1回久喜市地域福祉計画推進会議書面開催 ・パブリック・コメント実施結果について ・答申(案)について
令和4年 9月27日	令和4年度第2回久喜市地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・パブリック・コメント実施結果について
令和4年 10月3日	令和4年度第2回久喜市健康福祉推進委員会開催 ・パブリック・コメント実施結果及び第3次地域福祉計画・地域福祉 活動計画修正案について ・答申(案)について
令和4年 10月25日	令和4年度第3回久喜市健康福祉推進委員会開催 ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画修正案について ・答申
令和4年 12月23日	久喜市議会 令和4年11月定例会議 原案可決



# 久喜市健康福祉推進委員会委員

委嘱期間 令和2年11月1日~令和4年10月31日

氏 名	選出団体	備考
枝 重 雄	公募による市民	
柿沼孝夫	久喜市区長会連合会(学識経験者)	
加藤清	公募による市民	
木 伏 幸 江	久喜市母子愛育連合会(学識経験者)	
黒巣恵美	久喜市医師会(学識経験者)	
佐々木 伸 世	公募による市民	
志川美也子	久喜市民生委員・児童委員協議会 (学識経験者)	副会長
塚本烈史	久喜市社会教育委員(学識経験者)	
中繁秀基	久喜市社会福祉協議会(学識経験者)	
樋 □ 勝 啓	社会福祉法人 吉祥福寿会 特別養護 老人ホーム吾亦紅・ケアハウス すず らん苑 事務長 (学識経験者)	会 長

※50音順



# 社会福祉法人久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議委員

委嘱期間 令和2年7月1日~令和4年6月30日

	氏	名		選出団体	備考
赤	池	勝	夫	久喜市身体障害者福祉会	
岡	野	晴	子	学識経験者	
奥	$\blacksquare$	勝	好	親和会久喜支部	
鎌	$\Box$	惠	子	久喜市菖蒲手をつなぐ親の会	
阪	本		勉	久喜市社会福祉協議会	委員長 【委嘱期間】 令和3年7月8日~ 令和4年6月30日
鈴	木	34	道	久喜コミュニティ推進協議会	
角	$\blacksquare$	悦	子	久喜市社会福祉協議会	
Ξ	﨑	Ξ	男	久喜市民生委員・児童委員協議会 (鷲宮地区)	
古		<b>美</b> 智	9子	久喜市ボランティア団体協議会	副委員長

※50音順



# 社会福祉法人久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議委員

委嘱期間 令和4年7月1日~令和6年6月30日

	氏	名	選出団体	備考
赤	池	勝夫	久喜市身体障害者福祉会	
鎌	Ш	惠子	久喜市菖蒲手をつなぐ親の会	
阪	本	勉	久喜市社会福祉協議会	委員長
砂	JII	隆秀	久喜コミュニティ推進協議会	
角	Ш	悦子	久喜市社会福祉協議会	
戸	部	早姫	久喜市障がい者生活支援センターベル ベール	
野		眞理子	学識経験者	
Ξ	﨑	三男	久喜市民生委員・児童委員協議会 (鷲宮地区)	
吉		美智子	久喜市ボランティア団体協議会	副委員長

※50音順



# 

## 社会福祉法 (抜粋)

#### (地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者 (以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民 が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野 の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及び その世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予 防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、 住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会から の孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活 動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把 握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。) との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### (市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
  - (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
  - (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために 必要な事業



### 久喜市総合福祉条例(抜粋)

平成22年3月23日条例第110号 平成28年3月25日条例第18号

#### (総合計画の策定)

- 第9条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画を基本に、市の健康福祉施策の推進に関する総合計画(以下「総合計画」という。) を策定しなければならない。
- 2 総合計画は、高齢者、障がい者、児童等に関する個別計画との整合性を図りながら、 福祉、保健、医療及び市民の生活関連分野(雇用、環境、交通、まちづくり、住宅等)との 相互の連携のもとに策定するものとする。
- 3 総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 健康福祉施策の基本方針及び基本計画
  - (2) 施策の体系、数値目標その他の健康福祉施策実現のための方策
  - (3) その他健康福祉施策に関し重要な事項

#### (総合計画の策定手続)

- 第10条 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、総合計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第35条に規定する久喜 市健康福祉推進委員会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、総合計画の見直しについても準用する。

#### (健康福祉推進委員会)

- 第35条 この条例による健康福祉施策の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3 項の規定に基づき、久喜市健康福祉推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。
- 2 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を掌る。
  - (1) 市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議すること。
  - (2)健康福祉施策の推進に係る事項について調査し、市長に必要な意見を述べること。
- 3 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。



- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。



## 久喜市健康福祉推進委員会規則

平成22年3月23日 規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市総合福祉条例(平成22年久喜市条例第110号。以下「条例」 という。)第35条第6項の規定に基づき、久喜市健康福祉推進委員会(以下「委員会」と いう。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第3条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の会議は市長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に 諮って定める。

### 附則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。



### 久喜市地域福祉計画推進会議設置要綱

平成22年12月9日告示第593号 改正 平成23年11月30日告示第570号 平成24年2月1日告示第36号 平成25年3月21日告示第105号 平成26年3月31日告示第198号 平成28年3月29日告示第128号 平成30年3月30日告示第157号 平成31年3月29日告示第130号

(設置)

第1条 久喜市総合福祉条例(平成22年久喜市条例第110号)第9条に規定する市の健康福祉施策の推進に関する総合計画(以下「地域福祉計画」という。)について、関係課及び社会福祉法人久喜市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)が連携して総合的かつ効果的に施策の推進を図るため、地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 地域福祉計画の施策の進行管理に関すること。
  - (2) 地域福祉計画の施策の調査研究及び情報交換に関すること。
  - (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、福祉部長の職にある者を、副会長は福祉部副部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次の者をもって充てる。
  - (1) 別表に掲げる職にある者
  - (2) 社会福祉協議会会長から推薦された社会福祉協議会職員

(会長及び副会長)

- 第4条 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。



#### (作業部会)

- 第6条 地域福祉計画の作成について必要な調査、研究及び課題の整理をするほか、地域福祉に関する施策の推進のために必要な事項を協議するため、推進会議に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び副部会長は、推進会議の会長が福祉部の職員の中から指名する。
- 4 部会員は、次の者をもって充てる。
  - (1) 推進会議に属する関係各課のうち地域福祉の推進に直接関連する業務を所掌する関係課の所属長からそれぞれ推薦された職員
  - (2) 第3条第3項第2号に規定する推進会議委員から推薦された社会福祉協議会職員
- 5 部会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、必要があるときは、作業部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日告示第570号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月1日告示第36号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日告示第105号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第198号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日告示第128号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。附 則(平成30年3月30日告示第157号)この告示は、平成30年4月1日から施行する。附 則(平成31年3月29日告示第130号)この告示は、平成31年4月1日から施行する。



## 別表 (第3条関係)

総務部	人事課長
	企画政策課長
	人権推進課長
財政部	アセットマネジメント推進課長
市民部	市民生活課長
	交通企画課長
	消防防災課長
環境経済部	環境課長
	久喜ブランド推進課長
福祉部	社会福祉課長
	生活支援課長
	障がい者福祉課長
	高齢者福祉課長
	介護保険課長
健康・子ども未来部	健康医療課長
	中央保健センター所長
	子ども未来課長
	保育課長
建設部	都市整備課長
	公園緑地課長
	建築審査課長
教育委員会	学務課長
	指導課長
	生涯学習課長



# 社会福祉法人久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議設置要綱

平成22年7月1日 要綱第19号

(設置目的)

第1条 この要綱は、久喜市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画の策定や計画の推進状況の確認、評価を行うための久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議(以下「推進会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 計画の策定に関すること。
  - (2) 計画の推進状況の確認及び評価
  - (3) その他計画の策定・推進に関する必要な事項

(組織)

- 第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
- (1) 市民
- (2) 福祉関係者及び保健医療関係者
- (3) 福祉に関するボランティア活動を目的とする団体に属する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他会長が必要と認めた者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、推進会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。



(会議)

- 第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

- 第7条 委員長は、必要に応じて、第2条に掲げる所掌事項に関する事前の調査及び検討を 行うため、作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会は、委員長が定める事項について、調査・検討を行う。 (費用弁償)
- 第8条 推進会議における委員の費用弁償については、別に定めるものとする。 (意見の聴取等)
- 第9条 委員長は、必要に応じて広く市民から意見を聴くことができる。 (守秘義務)
- 第10条 推進会議に出席した者は、会議で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。 (庶務)
- 第11条 推進会議の庶務は、協議会の地域福祉課地域支援係において処理する。 (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成22年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 一部改正 平成24年3月30日 要綱 第18号 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 一部改正 平成25年3月29日 要綱 第17号



# 4 : 用語解説 ::

## ※( )内の数字は該当ページ数(複数回使用している場合は、最初のページ)

あ行	「愛の図書」活動 (P80)	更生保護女性会が行っている活動。地域の方から「愛の 募金」を募り、小中学校へ「愛の図書」を寄贈するととも に、その本を読んだ子どもたちから寄せられた「愛の図書 一筆感想文」を公共施設に展示している。
	あんしんカード (P11)	ひとり暮らし高齢者等の日常生活上の安全確保を図るため、災害の発生や体調の変化等の緊急時に、救急出動を依頼する場合などに備えたカードの名称。玄関に設置するものと外出時に携帯できる携帯版がある。久喜市地域防災計画における「防災カード」として位置づけられている。
	一般社団法人皆登会 (P80)	久喜市北青柳で同法人が運営する自立準備ホームにおいて、罪を犯し処分を受けた後に保護を求めた者について、法務省からの委託を受けて自立及び就労支援を行い、また、埼玉県内の社会的養護(児童養護施設、里親家庭など)出身の若者たちに対して、自立と就労に向けてのスキルアップ研修及び就労支援を行っている。また、市民向けに参加無料の講習会の開催やレンタルスペースの提供、周辺地区の自主清掃など、地域との交流活動も行っている。
	S N S (P 1 2)	SNSは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service)の略で、登録された利用 者同士が交流できるインターネットを利用した会員制サー ビス。
	N P O (P 1)	民間非営利組織(Non-profit Organization)の略。 営利を目的とせずに地域などにおいてさまざまな社会的・ 公益的な活動を行っている団体。特定非営利活動促進法に より設置された法人を特定非営利活動法人(NPO法人) という。



か行	企画調整保護司 (P77)	保護司の経験等を勘案して、新任保護司を始めとする保護司の処遇活動に関する相談への対応などの役割を十分担うことができる保護司の中から指名され、更生保護サポートセンターに駐在している保護司。
	矯正施設 (P 7 8)	犯罪や非行をした人たちを収容する刑事施設(刑務所、 少年刑務所、拘置所)、少年院、少年鑑別所及び婦人補導 院の総称。
	協力雇用主 (P78)	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない 刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、改 善更生に協力する民間の事業主のこと。現在、全国に 約14,000の協力雇用主がいる。協力雇用主には、奨 励金等、国の支援制度がある。
	くき元気サービス (P 1 2)	元気な高齢者等のボランティア(協力会員)が、支援の必要な高齢者等(利用会員)のちょっとした困りごとに対応することで、協力会員自身の健康維持につながる、地域支え合いの仕組みの構築を目的としている。協力会員への謝礼は、地元の商店で利用できる商品券で支払われるため商店街の活性化につながる。
	権利擁護 (P 1 2)	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障が い者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ の獲得を行う。
	ケアラー (P58)	ケアラーとは、高齢、身体上または精神上の障がい、または疾病等により、援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する人。ヤングケアラーは、ケアラーのうち、18歳未満の者のことを指す。



か 行	更生保護 サポートセンター (P77)	保護司・保護司会・更生保護女性会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点となる施設。市内では、鷲宮総合支所1階に久喜・幸手地区更生保護サポートセンターを開設している。経験豊富な企画調整保護司が常駐し、保護観察対象者との面接、保護司の処遇活動に対する支援、更生保護団体の会合等を行っている。
	更生保護女性会 (P77)	女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子ども たちの健全育成のための活動などのボランティア活動に取 り組んでいる団体。市内では、久喜地区更生保護女性会、 幸手地区更生保護女性会(栗橋地区)が活動している。
	コミュニティ ソーシャルワーカー (P12)	問題を抱えた人に対し、問題解決のため関係する様々な 専門職や事業者、ボランティアなどとの連携を図り、総合 的に支援する者、または適切な専門機関につなぐ者。
	コミュニティ ソーシャルワーク (P62)	支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等の環境面を 重視した援助を行う。地域を基盤とするサービスに結びつ け、新たなサービスを開発するほか、制度的な社会資源と の関係を調整し、本人の力や市民同士の支え合いを大切に して問題発生を予防する視点を重視する支援方法。
さ 行	災害時要援護者 (P64)	災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障がい 者、妊産婦、幼児及び日本語が堪能でない外国人のことを いう。
	災害ボランティア センター(P64)	災害が発生した場合に、久喜市地域防災計画に基づき市 内外のボランティア活動を効果的・効率的に展開するため に社会福祉協議会が立ち上げる支援・調整機関。



さ 行	自主防災組織 (P12)	自治会や地域住民等が自主的に防災活動を行う組織のこと。
	社会福祉協議会 (P1)	社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを使命とする非営利の民間組織。
	社会を明るくする 運動 ( P 7 5 )	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を 深め、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省提唱の全 国的な運動で、毎年7月が強調月間となっている。
	社協情報配信サービ ス(P12)	社会福祉協議会からのお知らせやボランティア情報等を メールで配信するサービス。
	小地域福祉活動 (P 5 4)	住み慣れた身近な地域で、近隣の地域住民同士や福祉関 係者等と共に進める福祉活動。
	スクールソーシャル ワーカー(P79)	問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた 環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用 したりするなど、当該児童生徒の課題解決を図るためのコ ーディネーター的な役割を担っている。
	生活困窮者(P 1 2)	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人や、社会的な孤立など、様々な要因により生活しづらい人のこと。
	生活困窮者 自立支援事業 (P12)	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な問題等、生活 に困っている人に、相談支援員が、相談対応や支援プラン を作成する事業。



さ 行	生活支援 コーディネーター (P 1 2)	生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)は、 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくこ とを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービ スの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす 者。
	制度の狭間(P1)	既存の各種制度からは抜け落ちてしまう問題。
	成年後見制度 (P12)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断能力を補い保護支援する制度。
	総合評価落札方式 (P78)	公共工事の品質の確保のための取り組みとして、価格だけではなく、価格に加え技術的能力等の価格以外の要素を含め、総合的に評価する落札方式のこと。
た行	「ダメ、ゼッタイ。」 普及運動(P80)	国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人ひとりの薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6.26国際麻薬乱用 撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱 用防止に資することを目的とする運動。
	地域アセスメント (Р62)	地域資源や地域情報、地域課題を把握、分析、評価する手法。
	地域活動(P 1 7)	地域のコミュニティの中で住民が主体的に行う活動の こと。一斉清掃、地域のまつり、地区運動会・スポーツ 大会、防災訓練など活動内容は多岐にわたる。



た	地域ケア会議 (P 3)	市の担当課や地域包括支援センター、介護・福祉サービス事業者、医療機関等の専門職及び民生委員・児童委員をはじめ地域福祉活動実践者等が参加して、個別ケースのよりよい支援や地域課題の解決を目的に事例検討などを行う関係者会議。また、情報の共有や意見交換の機会を通じて、関係機関や支援者間の連携を進め、地域のネットワークの構築を図ることも重要な役割となっている。
	地域提案型活動事業 (P56)	市民が主役となり、魅力あふれる地域づくりを進めるため、市民団体が自ら企画、提案及び実施する活動を支援する市独自の取り組み。
	地域生活定着 支援センター (P78)	高齢または障がいを有することにより、福祉の支援が必要な矯正施設退所予定者が、退所後円滑に福祉サービスを受けられるよう、保護観察所、矯正施設、福祉機関と連携し、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設。埼玉県には、川越市に埼玉県地域生活定着支援センターがある。
	地域包括 ケアシステム (P 5 4)	高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。
	地域包括 支援センター (P3)	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた高齢者の総合相談窓口。市内には、地域包括支援センターが5か所設置され、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。
	地区あったか会議 (P 1 2)	身近な地域における福祉課題を、住民や地域関係者・団 体が共に考え地域で解決できるように導くために設置する 組織。
	地区コミュニティ 協議会 ( P 1 1 )	コミュニティ協議会のうち、概ね小学校通学区を範囲として組織されたコミュニティ組織。



た 行	デマンド交通 (P 1 2)	利用登録をした人が、電話等の予約により、自宅等から 目的地、目的地から自宅等まで、乗り合いにより移動する 運行形態の輸送サービス。
は 行	包括的な 相談支援体制 (P37)	相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、複合的な課題を抱えた人を支援するため、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う体制。
	はつらつリーダー (P52)	介護予防のための運動を高齢者に指導するボランティア リーダー。
	バリアフリー (P12)	障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する用語。建物内の段差等、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近では制度的・心理的な障壁の除去といったより広い意味で用いられてきている。
	ファミリー・サポート (P54)	児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者(依頼会員)と、支援を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動を行う。
	福祉委員(P3)	久喜市社会福祉協議会と住民とのパイプ役として、地域 を見守り、身近な福祉課題を発見し、相談窓口につなぐ役 割を持った住民。久喜市社会福祉協議会が委嘱する。
	ふれあい・いきいき サロン(P 3)	身近な地域で誰もが気軽に集まり、自由な活動を通して 孤立防止や仲間づくり・交流等を行う場所。
	保護観察(P80)	犯罪をした人等が、実社会の中でその健全な一員として 更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援 を行うもの。



は 行	保護観察所 (P78)	法務省の地方支分部局で、保護観察に付された犯罪をした人等を社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関。埼玉県は、さいたま保護観察所が管轄している。
	保護司(P77)	犯罪をした人等の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動に取り組んでいる。市内では、各地区に久喜・幸手地区保護司会の支部がある。
	ボランティアセンター (P36)	ボランティア活動を支援するために設置されている機関。 ボランティア参加の啓発やきっかけづくり、活動の支援や基 盤整備のほか、プログラムの開発やボランティア相談機能が ある。
ま 行	民生委員・児童委員 (P3)	民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めると規定されている。
や 行	ユニバーサル デザイン(P66)	年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設、製品、サービス等を作っていこうとする考え方。
	要援護者 見守り支援事業 (P36)	市及び関係機関が相互に連携し、平常時から要援護者の 生活を見守り、災害時には地域の中で要援護者の生活を支 援することができるよう、災害時要援護者台帳の整備を進 め、地域の支援団体(区長会、民生委員・児童委員、自主 防災組織)に提供している。 要援護者が住みなれた地域で安心した生活を継続できる まちづくりを推進することを目的としている。



